

北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム市町村端末機器等賃貸借契約 質疑回答票

質問の内容とその回答について掲載しております。

No.	掲載日	ページ	質問箇所(項番など)	質問内容	回答内容
1	6月2日	その他		今まで経費の歳入歳出予算の減額又は削除を理由に、賃貸借契約期間中に契約を解除した事例はありますでしょうか。 また、経費の歳入歳出予算の減額又は削除の可能性はありますでしょうか。	ご質問の事例はございません。 契約の履行に支障が生じるような予算の減額・削除は想定していません。
2	6月2日	その他		半導体供給不足や物流網の混乱による遅延等の不測事態が発生した場合、納期遅延となる可能性もあります。 賃貸人の不可抗力により納期遅延となった場合は、当社への指名停止等の処分や賠償請求、違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。	賃貸人の責に帰すべき事由ではない限り指名停止等や違約金等の請求は致しません。 契約期間変更等の協議につきましても、同様に責に帰すべき事由ではないと判断された場合は協議します。
3	6月2日	告示第15号 13	告示第15号 13	受注者の責によらない納品遅延等が発生した場合、北海道後期高齢者医療広域連合様市様と納入業者の間で直接解決いただき、受注者は指名停止等のペナルティを受けることはないかと理解してよろしいでしょうか。	受注者の責に帰すべき事由ではない限り指名停止等や違約金等の請求は致しません。 遅延等が発生した場合は、当広域連合と納入業者の間で直接解決は想定しておらず、受注者とのやり取りを想定しています。
4	6月2日	その他		設置場所は耐震構造になっているのでしょうか。	各設置場所の建物構造については個別に異なり、詳細は開示していません。本業務受託者にて必要に応じ現地確認・安全対策を講じてください。
5	6月2日	その他		①賃貸借期間満了後の撤去について、システムダウン等のリスク鑑み、賃借人が抜線及び取り外しを行い、設置場所ごとに1箇所集約するという認識で宜しいでしょうか。②また、物件はそれぞれ何階に設置されるのでしょうか。③エレベーターの使用可能でしょうか。	①撤去に係る一切の作業（抜線・取り外し・搬送・集約・データ消去等）は本業務受託者が主体的に実施するものとし、作業方法・手順については本業務受託者の責任において計画・実施してください。 また、賃貸借期間終了後の撤去は、次期業務受託者の設置作業後に速やかに実施してください。 次期業務受託者の設置作業では、本業務で調達した端末を取り外しますが、取り外された端末の回収・撤去は、本業務受託者となります。 ②設置場所によって異なるため、設置先の市町村担当者の指示のもと設置してください。 また、必要に応じて本業務受託者にて現地確認を実施してください。 ③設置先ごとに条件が異なり、一律に使用可とは限りません。階段搬入となるケースも想定し計画してください。 また、利用条件調整含め本業務受託者にて対応してください。
6	6月2日	仕様書 7. 2	仕様書 7. 2	設置場所の原状回復は不要でよろしいでしょうか。	設置先の市町村担当者の指示のもと、必要に応じて適切に実施してください。
7	6月2日	その他		①賃貸借期間満了後のデータ消去については、物件引取後の実施で宜しいでしょうか。②その後任意のデータ消去証明書発行を以て賃借人の確認完了となる認識で宜しいでしょうか。	①データ消去は各拠点から回収後速やかに実施してください。 集約先は本連合と別途調整するものとしします。 ②データ消去証明書は全機器について提出を必須としますが、追加で内容確認を求める場合があります。

北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム市町村端末機器等賃貸借契約 質疑回答票

質問の内容とその回答について掲載しております。

No.	掲載日	ページ	質問箇所(項番など)	質問内容	回答内容
8	6月2日	仕様書 7. 2	仕様書 7. 2	データ消去ログまたは証明書につきましては、受注者宛てに発行された証明書の写しを提出することで差し支えないでしょうか。	差し支えありません。
9	6月2日	仕様書 7. 2	仕様書 7. 2	データ消去方法（ホワイトニング・破壊）に指定はありますでしょうか。指定がない場合当社所定の方式での実施とさせていただきますでしょうか。	データ消去はホワイトニングまたは破壊を必須とし、適切な方法で実施してください。 尚、データ消去証明書は全機器について提出を必須としますが、追加で内容確認を求める場合があります。
10	6月2日	告示第15号 1 3	告示第15号 1 3	契約書案を頂戴できますでしょうか。もしくは、当社書式を使用させていただけますでしょうか。	契約書の事前の提示は行っておりません。当広域連合の書式を使用することとなります。 内容についてはHPに掲載している仕様書及び契約約款（当広域連合HPの「入札に関する法令」に掲載）をご確認ください。
12	6月2日	その他	既存機器について	何年ご使用されておりますでしょうか。また本件機器は、何年間ご使用の予定でしょうか。	現行機器は4年使用となります。本件機器は、3年間使用予定です。
13	6月2日	その他		今回リース期間を3年に設定している理由はあるのでしょうか。	Windows OSのサポート期限を鑑みて、セキュリティリスクの観点や賃貸借期間中のバージョンアップ対応が困難であることから、3年に設定しています。
14	6月2日	告示文 1ページ	1 入札に付する事項(5) 入札方法等	入札書の記載金額は、月額（税抜）の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	6月2日	一般競争 入札 参加申請 書	一般競争入札 参加申請書	委任状①にて本社の代表者が委任状①に記載されている権限の全部又は一部を支店の代表者に委任する場合、一般競争入札参加申請書の代表者はどちらの代表者を記載すべきでしょうか。また押印は必要でしょうか。	入札に係る権限を支店の代表者へ委任する場合、一般競争入札参加申請書は支店の代表者を記載して下さい。 一般競争入札参加申請書については押印不要です。
16	6月2日	告示文 4ページ	9 入札における提出書類等	入札書及び委任状②をご提出する場合、委任状②は封筒に封入せずに直接のご提出でよろしいでしょうか。	委任状②につきましては封入の必要はございません。
17	6月2日	告示文 4ページ	9 入札における提出書類等	開札時の立会いを予定しておりますが、立会い時は事前に委任状②を提出しておりますので、当日は委任状②は不要でよろしいでしょうか。また、復代理人の印鑑等持参物はございますでしょうか。	当日は委任状②及び復代理人の印鑑等は不要です。 その他、持参していただくものはございません
18	6月2日	告示文 4ページ	9 入札における提出書類等	入札書を封筒に入れ封皮には、件名や開札日時等の記載は不要でしょうか。	不要です。
19	6月2日	仕様書 2ページ	1.4. 設置場所、設置時期、借入 期間等	借入期間は、令和9年3月1日から令和12年2月28日の36ヶ月の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム市町村端末機器等賃貸借契約 質疑回答票

質問の内容とその回答について掲載しております。

No.	掲載日	ページ	質問箇所(項番など)	質問内容	回答内容
20	6月2日	告示第15号 3 (1)	告示第15号 3 (1)	入札保証金免除及び契約保証金免除の申請にあたり、種類及び規模が同等の賃貸借の実績を提出させていただきます。過去2年以内に契約締結した賃貸借の実績または過去2年以内に満了を迎えた賃貸借の実績どちら実績の提出が必要でしょうか。	過去2年以内に契約締結した賃貸借契約の実績を提出願います。
21	6月2日	入札書	入札書	入札書の記載額に¥マークは必要でしょうか。	記載をお願いします。
22	6月2日	入札書	入札書	封印は必要でしょうか。必要な場合、代理人入札における封印は代理人印でよろしいでしょうか。	代理人印にて封印をお願いします。
23	6月2日	告示第15号 1 3	告示第15号 1 3	本件は長期継続契約でしょうか。また契約解除となった場合、残賃貸料相当額のお支払いをいただけますでしょうか。	長期継続契約です。契約解除となった場合は物品賃貸借契約約款（リース（長期継続契約））用の第15条第3項に該当する場合は履行済み賃貸借期間に対する賃料をお支払いいたします。
24	6月2日	告示第15号 1 3	告示第15号 1 3	賃貸借料のお支払条件について開示（当月分を翌月末に支払う等）いただけませんか。	当該月分の賃料を翌月10日までに請求していただき、請求受取日から30日以内にお支払いします。
25	6月2日	その他	動産総合保険について	毎年通減化する通常の保険でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	6月2日	告示第15号 1 3	告示第15号 1 3	動産総合保険については、一般的な保険（地震、津波等による損害、ソフトウェアが対象外かつ期間の経過に伴い保険金額を通減する）を付保することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	6月2日	仕様書 1. 6	仕様書 1. 6	契約書上、保守料は賃貸借料と別記載可能でしょうか。	賃貸借料の一括記載となります。
28	6月2日	仕様書 1. 6	仕様書 1. 6	保守については、責任を受注者が請け負う契約でしょうか、北海道後期高齢者医療広域連合様と保守会社で別途契約し、受注者が賃貸借料と一緒に回収する契約でしょうか。	受注者が請け負う契約となります。本契約に係る保守については専門技術が必要となることから、当広域連合に対し、再委託を申請した上で、受注者の責任において、専門技術を持つ業者に委託することも可能です。
29	6月2日	仕様書 7. 2	仕様書 7. 2	当該賃貸借物件について、MDMサービスの提供を受ける場合、賃借人様の責任において、賃貸借物件の返還までにMDMの「端末ID」を削除し、MDMの管理対象外とする認識で宜しいでしょうか。なお、賃借人様側で「端末ID」を削除されない場合、受注者は責任を負いかねますがご認識に相違ないでしょうか。	MDMサービスの利用は想定しておりません。撤去時にMDMサービスを利用していた場合は、受託者の責任においてMDMの「端末ID」を削除を実施してください。

北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム市町村端末機器等賃貸借契約 質疑回答票

質問の内容とその回答について掲載しております。

No.	掲載日	ページ	質問箇所(項番など)	質問内容	回答内容
30	6月2日	その他 (インボイス)	その他 (インボイス)	インボイス対応において、要件を満たす適格請求書（お支払い予定表等）の発行は必要でしょうか。	不要です。
31	6月2日	その他 (物件シール貼付)	その他 (物件シール貼付)	端末管理の観点から、賃貸借物件である旨を表示したシールを端末に貼付することは可能でしょうか。	可能です。